

# 郡山市上下水道局制限付一般競争入札実施要綱

平成15年 5月23日制定  
平成16年 4月 1日一部改正  
平成18年 4月12日一部改正  
平成19年 4月 1日一部改正  
平成19年10月 1日一部改正  
平成23年 5月 1日一部改正  
平成24年 8月31日一部改正  
平成27年 4月 1日一部改正  
平成29年 4月 1日一部改正  
平成30年 4月 1日一部改正  
平成31年 4月 1日一部改正  
令和 3年 4月 1日一部改正  
令和 4年 4月 1日一部改正  
令和 5年 3月31日一部改正  
令和 6年 3月29日一部改正  
[上下水道局総務課]

## (趣旨)

第1条 この要綱は、上下水道局（以下「局」という。）が発注する建設工事の請負契約に係る入札のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定による資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）の実施に際し、施行令及び郡山市上下水道局契約規程（昭和42年郡山市水道局規程第8号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (対象工事)

第2条 制限付一般競争入札に付す対象工事については、設計金額が1千万円以上の建設工事のうちから、郡山市上下水道局契約審査会（郡山市上下水道局契約審査会規程（昭和51年郡山市水道局規程第6号）第1条により設置された郡山市上下水道局契約審査会をいう。以下「審査会」という。）の審議を経て、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が指定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、制限付一般競争入札に付すべきものと認めた工事については、これを対象工事として指定できるものとする。

## (入札参加者の資格)

第3条 制限付一般競争入札に参加することができる者の資格は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 対象工事の業種について郡山市上下水道局工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（平成13年6月28日制定）に基づく工事等指名競争入札参加有資格業者名簿に登録されている者であること。
- (3) 郡山市上下水道局工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成13年6月28日制定。以

下「指名停止要綱」という。)に基づく指名停止期間中の者(入札日までに同要綱に定める指名停止事由に該当することとなった者を含む。)でないこと。

- (4) 対象工事に一定の資格等を有する技術者を配置することが可能であると認められる者であること。
- (5) 対象工事の業種について建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)に基づく許可を受けている者であること。
- (6) 対象工事の性質又は目的を考慮して審査会が必要と認める営業所の所在地要件を満たす者であること。
- (7) 郡山市工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱(平成13年4月24日制定)別記第2等級別格付基準に定める総合点が、対象工事を考慮して審査会の審議を経て決定した要件を満たす者であること。ただし、主たる事業所の所在地が市外にある者については、郡山市入札参加資格審査の申請時に提出した法第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果の総合評定値が、対象工事を考慮して審査会の審議を経て決定した要件を満たす者であること。
- (8) その他対象工事ごとに定める要件を満たす者であること。

(公告)

第4条 管理者は、規程第21条の規定に基づき、第1号様式及び第2号様式により公告を行うものとする。

2 公告は、郡山市上下水道局公告式規程(平成23年郡山市水道局規程第2号)第2条第2項の掲示場に掲示して行うとともに、郡山市ウェブサイトにも掲載するものとする。

(入札参加申請書及び入札参加資格確認資料の提出)

第5条 管理者は、制限付一般競争入札に参加しようとする者(以下「申請者」という。)の参加資格を確認するため、公告において指定する日までに、申請者に入札参加申請書(第3号様式。以下「申請書」という。)及び入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出を求めるものとする。

(入札参加資格の確認等)

第6条 管理者は、前条の規定により入札参加資格の有無の確認をしたときは、その結果を申請者に対して、入札参加資格確認通知書(第4号様式)により通知するものとする。この場合において、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付記するものとする。

(入札参加資格の喪失)

第7条 前条の規定により入札参加資格を有することとされた者(以下「入札参加資格者」という。)が入札の日までに次の各号のいずれかに該当したときは、当該入札に参加することができない。

- (1) 第3条の各号に規定する要件に該当しないこととなったとき。
- (2) 申請書及び資料に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき。
- (3) その他公告において定められた事項に違反したとき又は抵触することとなったとき。

2 管理者は、入札参加資格者が前項各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該入札参加資格者に対し、当該入札参加資格を失った旨を文書により通知するものとする。

(設計図書等の閲覧)

第8条 対象工事の図面、仕様書等(以下「設計図書等」という。)は、公告において指定する

期限までに閲覧に供するものとする。

- 2 入札参加申請者は、指定期間において設計図書等の貸出しを受け、これを複写することができる。
- 3 入札参加申請者は、設計図書等に関して質問があるときは、設計図書等質問書（第5号様式。以下「質問書」という。）により行わなければならない。
- 4 管理者は、前項の規定により提出された質問書について、設計図書等回答書（第6号様式。以下「回答書」という。）により回答するとともに、当該質問書及び回答書を設計図書等の閲覧場所において閲覧に供するものとする。

（入札の中止等）

第9条 管理者は、公正な入札が害されるおそれがあると認めるときは、入札の中止又は延期をすることができる。

（入札の方法）

第10条 入札の実施に当たっては、規程第32条第2項の規定に基づく最低制限価格又は郡山市上下水道局建設工事総合評価方式試行要綱（平成20年11月4日制定。以下「総合評価要綱」という。）第5条に基づく調査基準価格及び同要綱第6条に基づく失格基準価格を設定するものとする。

- 2 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき、又は予定価格の制限の範囲内の価格で失格基準価格を上回る者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。
- 3 再度の入札は、原則1回に限りこれを行う。
- 4 第2項の規定による再度の入札の結果、落札者が決定しなかった場合は、随意契約により契約を締結することができる（ただし、総合評価方式で執行する入札案件は除く。）。
- 5 前項の随意契約に係る見積合せは、初度及び再度の原則2回を限度とし、第2項の規定による再度の入札において、予定価格超過の価格を提示した者のみの場合には、最低の価格及び次順位の価格を提示した者（最低の価格を提示した者が複数いる場合には、次順位の価格を提示した者は含まない。）により行うものとする。最低制限価格未満の価格を提示した者がいる場合には、再度入札を行うものとする。

（特記事項）

第11条 入札参加資格を開札後に確認する事後審査方式の入札にあつては、おおむねこの要綱を準用するものとし、その他詳細等については別に定めるものとする。ただし、この要綱と別に定めるものが相違する場合は、別に定めるものを優先するものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、制限付一般競争入札の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

（郡山市水道局制限付一般競争入札実施要綱の廃止）

- 2 郡山市水道局制限付一般競争入札実施要綱（平成8年5月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

